

消費生活センター特集号

《問合せ先》
 西宮市市民消費生活センター
 〒663-8035
 西宮市北口町1番1号
 ☎ 0798-69-3159
 Eメール/vo_syohisei@nishi.or.jp

入場無料

05消費生活展

「テーマ」活かそう権利 めざそう自立

正しい知識と情報に基づき、自己責任で主体的に判断し行動するために「活かそう権利、めざそう自立」をテーマに消費生活実践委員会・西宮市消費者団体連絡会・西宮市が共催、西宮市商店市場連盟・西宮市都市農業推進協議会の協賛で、『05消費生活展』をにぎやかに開催します。

11月5日(土)・6日(日)は、西宮市消費生活センター(アクタ西宮西館5階)で、各消費者団体やグループなど13団体の学習成果を発表する「パネル展」、空くじなしの「お楽しみ抽選会」「食の相談コーナー」など、たのしい催しがいっぱいです。

11月9日(水)は、プレラ西宮(阪急西宮北口駅南西3分)に会場を移し、武庫川女子大学教育研究所 白石大介教授による「危険が一杯! EIT社会の子どもたち」と題した記念講演会を、またオープニングのミニコンサートではSORAの「弦楽カルテット演奏」をおこないます。

11月5日(土)・6日(日)消費生活センター

パネル展・抽選会・食の相談・小物づくりなど

11月9日(水)西宮市プレラホール

記念講演&ミニコンサート

「危険が一杯! EIT社会の子どもたち」

講師 白石大介教授(武庫川女子大学教育研究所)

コンサート SORA「弦楽カルテット演奏」

講演会申込み
 定員 300名
 申し込み 電話で受付、
 先着順。☎0798・69・3157
 (西宮市消費生活センター)

パネル展 【会場】西宮市消費生活センター
 【時間】午前10時～午後4時

- 「重曹ってこんなに便利!!」 生活協同組合都市生活 西宮消費者協会
- 「私たちの生活を守ろう」 西宮市くらしの研究会
- 「もっと知りたい、塩のこと」 西宮市協同購入活動連絡会
- 「支えよう!安全な国産野菜」 浜脇連合婦人会
- 「冷凍食品と私たちのくらし」 西宮市協同購入活動連絡会
- 「温暖化防止の主力を担う山」が荒れています」 お米の勉強会
- 「地球温暖化防止私達でできることは」 生活協同組合コープ神戸
- 「こんなにステキ!阪神間」 西宮「地球村」
- 「毎日の食事が10年後のあなたの身体を作ります」 西宮友の会
- 「お茶とお酢でエコライフ」 名塩婦人会
- 「あなたは大丈夫?増えている心臓病」 人生80年時代を模索する会
- 「食の安全と安心について」 近畿農政局兵庫農政事務所地域第3課
- 「風袋は商品ではありません」 西宮市消費生活センター

お楽しみ抽選会は、空くじなし

11/5(土)・6(日) 10:00～16:00

- チビッコ大工さん集まれ!
(木で独楽や汽車を作ろう) 無料
- 指人形劇【森のなかまたち】 無料
- 食の相談コーナー(体脂肪を測ります)
- 大かぼちゃの目方当てクイズに挑戦 無料

11/5(土) 10:00～16:00

- ふれあい茶席(抹茶と和菓子をどうぞ) 200円
- 布製「エチケットケース」を作ろう
(ティッシュとハンカチが入るヨ) 100円
- 楽しい「織物コーナー」
(わく織りに色糸を織り込む) 100円

11/6(日) 10:00～16:00

- コーヒーショップ(コーヒーとクッキー) 150円
- 米粉の栗ダンゴとズンダ団子
(私も団子づくりに挑戦) 200円

お楽しみ抽選会



在宅学習講座受講者を募集します。

消費生活に関する知識などを家庭で学習する「在宅学習講座」の希望者を募集します。
 12月から2月まで、官公庁や企業団体などが発行した資料やパンフなどを郵送します。
 【定員】50人(応募者多数の場合は抽選)
 【対象】市内在住者(昨年度の受講者を除く)
 【申込み方法】はがきまたはFAXで「在宅学習講座希望」と書き、住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。

【受講料】千円(後日、振込み書を送付)
 【締め切り】11月10日(木)まで
 【送付先】〒663 8035
 西宮市北口町1番1号
 (アクタ西宮西館)
 西宮市消費生活センター
 (FAX) 0798・69・3162

造所など生鮮食品等の商品量目立入検査を実施しました。
 指示するとともに、不適正の事業者に対して改善指導を行いました。



全国一斉商品量目立入検査

全国一斉商品量目立入検査は、国民の消費生活の安全を守るため、計量法第148条の規定に基づき、日常消費される商品を製造及び販売する事業者への立入検査若しくは買取検査を行うことにより、適正な計量の実施の確保を図ることを目的に夏期と冬期の年2回全国一斉に実施しています。

簡単に儲かると誘われてマルチ商法を解約したい

自分が商品などを買って販売組織の会員になり、同じように会員となる人を次々と紹介することに誘われてマルチ商法の被害に巻き込まれているというマルチ商法の被害者が、学生や新社会人など若い人たちの間で増えています。最近では、勧誘の手段として、携帯電話やインターネットが使われることが多くなり、被害が広がりやすくなっています。

書面の交付義務とクーリング・オフ

マルチ商法は、勧誘時に事業の概要を記載した書面の交付と、契約時の書面交付との二重の書面交付が義務付けられています。また、消費者が契約書面を受領し

てから20日間のクーリング・オフ期間が設けられています。

さらに、「特定商取引法」の改正により、平成16年11月11日以降の契約についてはクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても中途解約ができるようになりました。

その条件はマルチ商法に入会してから1年以内であること、商品の引渡しを受けたから90日以内であること、購入した商品が未使用であることなどで、返品すれば適正な額で返金されることになりました。

マルチ商法で問題なのは友人を無理に勧誘するため人間関係を損なったり、参加した人が、商品の在庫を抱えこむことになるなど、

マルチ商法とネズミ講の違い

マルチ商法は、商品やサービスの販売事業で、法律の規制を守れば合法的に活動ができます。これに対して、金銭の配当を目的にしたネズミ講は組織の開設や運営、参加者の勧誘、加入などすべてが「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

11月1日は計量記念日です この商品の目方は正確?

夏期商品量目の立ち入り検査を実施

消費生活センター計量チームは、食料品等の内容量不足を防止するため8月24日から9月6日までの延べ7日間、市内のスーパーマーケットを中心に、食品製

造所など生鮮食品等の商品量目立入検査を実施しました。不適正商品の割合が5%を超えた不適正事業者が1事業所ありました。検査商品点数682点中、計量法に定める許容誤差(量目)を超えて不足している不適正商品は12点、不適正率は1.76%で前年同期に比べ4.58ポイント大幅に減少しました。また、表記量の10%以上不足した商品はありませんでした。不適正となった商品は魚介類の加工品で4点、惣菜類で6点、調味料類(塩)で1点、その他1点でした。

不適正の原因は、風袋やわさび・タレ等の添え物や内容量としてしまうミスが5点、乾燥等による自然減量が1点、粗雑計量などの計量ミスが6点でした。不適正商品は全品の再計量を